

第25 総合操作盤

1 構成

高層の建築物や大規模の建築物等の場合は、各種の消防用設備等が設置され、また、その監視や防護の対象となる部分も広範囲に及ぶこととなるので、個々の消防用設備等が設置されている場所だけでは、火災の発生時において、有効な対応策が十分に得られないことも考えられる。そのため、設備の迅速、かつ、的確な操作等を行うことができるように、消防庁長官が定める要件に該当する高層の建築物、大規模の建築物等に設置される消防用設備等について、その監視並びに操作を行うものである。

2 総合操作盤に係る用語の意義

(1) 総合操作盤

複数の消防用設備等に係る監視、操作等により、防火対象物全体における火災の発生、火災の拡大等の状況を把握できる機能を有するもので、表示部、操作部、制御部、記録部及び付属設備で構成され、防火対象物の規模、利用形態、火災における人命安全の確保、防火管理体制及び消火活動の状況に応じて円滑に運用できる機能を有するもの。

(2) 防災監視場所

防火対象物内の防災センター（省令第12条第1項第8号に規定するものをいう。）、中央管理室（建基政令第20条の2第2号に規定する中央管理室をいう。）、守衛室及びこれらに類する場所であって総合操作盤が設置されているものをいう。

(3) 副防災監視場所

対象物内の防災監視場所のうち、当該防火対象物の部分（防火対象物の部分のうち、用途、管理区分等が同一である一団の部分をいう。）に設置されている消防用設備等に係る総合操作盤が設置されている場所（防災管理を行うために一定の時間帯のみ人が常駐するものを含む。）をいう。

(4) 監視場所

防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる場所のうち、当該防火対象物と同一敷地内にある場所をいう。

(5) 遠隔監視場所

防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる場所のうち、当該防火対象物の敷地外にある場所（警備会社その他の場所を含む。）をいう。

(6) 監視対象物

監視場所において、監視等を行う防火対象物

(7) 防災設備等

排煙設備（消防用設備等以外のものに限る。）、非常用の照明装置、非常用エレベーターその他これらに類する防災のための設備をいう。

(8) 一般設備

電力設備、給排水設備、空調設備その他のビル管理設備をいう。

(9) 防災要員

防災監視場所において、総合操作盤により、消防用設備等の監視、操作等に従事する者（警備業者その他の委託を受けた者を含む。）をいう。

3 設置、維持等

総合操作盤に関する基準は、省令第12条第1項第8号、省令第14条第1項第12号、省令第16条第3項第6項、省令第18条第4項第15号、省令第19条第5項第23号、省令第20条第4項第17号、省令第21条第4項第19号、省令第22条第1項第11号、省令第24条第1項第9号、省令第24条の2の3第1項第10号、省令第25条の2第2項第6号、省令第28条の3第4項第12号、省令第30条第1項第10号、省令第30条の3第1項第5号、省令第31条第1項第9号、省令第31条の2第1項第10号、省令第31条の2の2第1項第9号、「総合操作盤の基準を定める件（平成16年消防庁告示第7号。以下「7号告示」という。）」及び「総合操作盤の設置方法を定める件（平成16年消防庁告示第8号。以下「8号告示」という。）」によるほか、次に定めるところによること。

4 設置基準

- (1) 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 延べ面積が5万平方メートル以上
 - イ 地階を除く階数が15以上で、かつ、延べ面積が3万平方メートル以上
- (2) 延べ面積が千平方メートル以上の地下街
- (3) 政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの（旭川市消防本部告示第1号平成16年5月3日）
 - ア 地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が1万平方メートル以上の防火対象物
 - イ 地階を除く階数が5以上であり、かつ、延べ面積が2万平方メートル以上の防火対象物
 - ウ 地階の床面積の合計が5千平方メートル以上の防火対象物
- (4) 政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上かつ延べ面積が1万平方メートル以上のもの、又は地階の床面積の合計が5千平方メートル以上のものであって、次に掲げるいずれかの消防用設備等が設置されているもの。◆

ただし、消防長又は消防署長が防火対象物の利用形態、管理運営又は消防用設備等の設置の状況から判断して火災予防上支障がないと認めるものにあっては、この限りではない。

 - ア 政令第12条第1項の規定に基づくスプリンクラー設備
 - イ 政令第13条第1項又は旭川市火災予防条例第43条第1項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式のものを除く。）、不活性ガス消火設備（移動式のものを除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式のものを除く。）
 - ウ 政令第28条第1項の規定に基づく排煙設備

※ 告示第1号2に規定する「防火対象物の利用形態、管理運営又は消防用設備等の設置の状況等から判断して火災予防上支障がないと認めるもの」とは、次に掲げるものが想定されること。

- ① 無人又は無人に近い収容人員の防火対象物で火災予防上支障がないと認められるもの
- ② 傾斜地、段地の敷地に存し、最下階に消防車両が接近できる地盤面（以下「消防活動面」という。）を有している防火対象物で、次のいずれかによるもの
 - (ア) 消防活動面にスプリンクラー設備等の送水口が設置され、地階部分の各階の消火活動に際しては、地上階と同等に活動できると判断されるもの
 - (イ) 省令第5条の2の規定を準用し、地階部分のすべての階が普通階と同等の開口部（幅員2m以上のドライエリア等に面する開口部を含む。）の面積を有しているもの
- ③ 告示第1号2(2)の規定に該当する防火対象物のうち、水噴霧消火設備、泡消火設備等が設置される

部分（地上階に設置される部分を含む。）の床面積の合計が地階部分の床面積の合計のおおむね10パーセント未満の面積で、防火管理体制により火災予防上支障がないと認められるもの

- ④ 告示第1号2(3)の規定に該当する防火対象物のうち、省令第30条に規定する排煙機又は給気機が設置されていないもの

5 総合操作盤で監視、操作等を行わなければならない消防用設備等は次表のとおり

第25—1表 総合操作盤の設置が義務づけられている消防用設備等

項 目	設 備 名	根 拠 条 文
消火設備	① 屋内消火栓設備	省12-1-8・条例第42条第3項
	② スプリンクラー設備	省14-1-12
	③ 水噴霧消火設備	省16-3-6・条例第43条第2項
	④ 泡消火設備（移動式のものを除く）	省18-4-15・条例第43条第2項
	⑤ 不活性ガス消火設備（移動式のものを除く）	省19-5-23・条例第43条第2項
	⑥ ハロゲン化物消火設備（移動式のものを除く）	省20-4-17・条例第43条第2項
	⑦ 粉末消火設備（移動式のものを除く）	省21-4-19・条例第43条第2項
	⑧ 屋外消火栓設備	省22-1-11・条例第44条
警報設備	⑨ 自動火災報知設備	省24-1-9・条例第45条第2項
	⑩ ガス漏れ火災警報設備	省24の2の3-1-10
	⑪ 非常警報設備（放送設備に限る）	省25の2-2-6
避難設備	⑫ 誘導灯（自動火災報知設備から発せられた信号を受信し、あらかじめ設定された動作をするものに限る）	省28の3-4-12
消防活動上必要な施設	⑬ 排煙設備	省30-1-10
	⑭ 連結散水設備（選択弁を設ける場合に限る）	省30の3-1-5
	⑮ 連結送水管（加圧送水装置を設ける場合に限る）	省31-1-9
	⑯ 非常コンセント設備	省31の2-1-10
	⑰ 無線通信補助設備（増幅器を設ける場合に限る）	省31の2の2-1-9

※省＝消防法施行規則

6 構造及び機能

- (1) 省令第12条第1項第8号に規定する総合操作盤は、認定品とすること。

- (2) 機能

自動火災報知設備の受信機の機能が組み込まれていること又は受信機の機能を有していること。◆

- (3) 予備電源又は非常電源

ア 総合操作盤に附置される予備電源又は非常電源の容量は、火災時等に所要の活動等を行うために必要な時間中、当該操作盤を有効に作動できるものであること。この場合、総合操作盤の設置の対象となる防火対象物の規模が大きく、消防活動の困難性が高いことにかんがみ、総合操作盤は停電時においてもおおむね2時間以上複数の消防用設備等の監視、制御等を行えることが望ましい。◆

イ 総合操作盤以外の部分（例：屋内消火栓設備のポンプ、自動火災報知設備の地区音響装置等）については、原則として、個々の消防用設備等の非常電源に係る規定において必要とされる容量以上の容量を有していれば足りるものであるが、火災の感知、避難誘導、消防用設備等の監視・制御等に係る部分については、火災時等に所要の活動等を行うために必要な時間、有効に作動できるものにすることが望ましい。◆

(4) 表示機能

7号告示で規定されていない設備等のシンボルマーク等については、7号告示別表第1のマーク等と紛らわしくないもので、シンボルの意味する内容が容易にわかるものとする。なお、社団法人日本火災報知機工業会が定めている「CTR等における防災設備等のシンボル運用基準」によることが望ましい。



(5) 警報機能

警報音又は音声警報音は、システム異常を示す警報と各消防用設備等の作動等の警報との区分、消防用設備等ごとの区分が明確となるよう、音声、鳴動方法等を適切に設定すること。

(6) 操作機能

操作スイッチについては、当該防火対象物に設置される消防用設備等の設置状況や使用頻度、操作パネルの構造等により1対1対応の個別式、テンキーとスイッチの組合せ方式、CRTのライトペンやタッチパネル方式等の中から適切なものを選択すること。◆

(7) 制御機能

電源、CPU等の機能分散を図ったハード構成、フェイルセーフを考慮した機能設定、自己診断機能等による異常や故障の早期発見、システム判断、ユニット交換等の方法により、システムを構成する部分の異常又は故障が全体機能の障害につながらないような対策を講じること。◆

(8) その他

消防隊への情報提供が円滑に行えらるとともに、CRT等の表示が容易に理解できるよう設計されていること。なお、消防隊到着後においても原則として、総合操作盤の係る操作については、消防隊の指示により防災要員が行うこと。

7 設置場所

- (1) 総合操作盤を設置する防火対象物の防災センター等の位置は、避難階又はその直上階若しくは直下階で、外部から出入りが容易な場所に設置するよう指導すること。◆
- (2) 入り口の見やすい箇所に「防災センター」等の表示をするよう指導すること。◆

8 設置の方法

8号告示によるほか、次によること。◆

(1) 副防災監視場所において監視、操作を行う場合

ア 利用形態、管理区分、建築形態から判断して、部分ごとに監視、操作を行うことが適当と認められること。

イ 副防災監視場所に当該部分に設置されている消防用設備等の総合操作盤が設置されている場合にあつては、防災監視場所の総合操作盤には当該副防災監視場所において監視操作等がされている部分の火災が発生した旨及び発生場所に係る情報を的確に把握できる機能（火災発生に係る代表表示）があればよい。

ウ 防火対象物全体に係る火災発生時の必要な措置を含む所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていること。

(ア) 防災監視場所と副防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等

(イ) 副防災監視場所が無人となった場合における管理体制

(ウ) 副防災監視場所において監視している部分で火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）

エ 消防用設備等の操作が防災監視場所及び副防災管理場所の双方において行うことができる場合は、操

作時における操作の優先権を有する場所が明確に表示されること。

(2) 監視場所において監視、操作等を行う場合

ア 監視対象物は、令8区画がなされている場合を除き、当該対象物全体を一の監視対象とすること。

この場合、一の監視対象物の監視等は一の監視場所において行うこと。

イ 8号告示第5、2のただし書きによる、スプリンクラー設備が設置されていなくてもよいとされるものは、監視対象物が10階以下の非特定用途防火対象物であって、火気の使用がなく、多量の可燃物が存置されていない場合等が該当すること。

なお、次に掲げる部分については、スプリンクラー設備が設置されているものとして取り扱って差し支えない。

(ア) 省令第13条第3項に掲げるスプリンクラーヘッドを設置することを要しない部分（省令第13条第3項第11号及び同第12号に掲げる部分を除く。）

(イ) 政令第12条に定める技術上の基準により、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設置されている部分

(ウ) 政令第12条に定める技術上の基準により、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備が設置されている部分

(エ) 政令第13条から第18条までに定める技術上の基準により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている部分

ウ 8号告示第5、3において、監視場所に設置される監視盤は、7号告示第5、第6に規定する表示及び警報機能を有することとされているが、例えば、監視対象物に設置されている総合操作盤から移報される火災発生場所などの情報を受信できる機能を有するものなど、監視対象物における火災の発生等が的確に把握できる場合にあっては、当該機器等による表示及び警報で足りること。

エ 監視対象物の火災発生時の必要な措置を含む敷地全体に係る所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていること。

(ア) 監視場所と監視対象物の防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等

(イ) 監視対象物の防災監視場所が無人となった場合における管理体制

(ウ) 監視対象物において火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）

(3) 遠隔監視場所において監視、操作等を行う場合

ア 遠隔監視対象物は、令8区画がなされている場合を除き、当該対象物全体を一の監視対象とすること。この場合、一の遠隔監視対象物の監視等は一の遠隔監視場所において行うこと。

イ 監視対象物にはスプリンクラー設備が設置されていることとしているが、次に掲げる部分については、スプリンクラー設備が設置されているものとして取り扱って差し支えない。

(ア) 省令第13条第3項に掲げるスプリンクラーヘッドを設置することを要しない部分（省令第13条第3項第11号及び同第12号に掲げる部分を除く。）

(イ) 政令第12条に定める技術上の基準により、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設置されている部分

(ウ) 政令第12条に定める技術上の基準により、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備が設置されている部分

(エ) 政令第13条から第18条までに定める技術上の基準により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている部分

ウ 8号告示第6、3において、遠隔監視場所に設置される監視盤は、7号告示第5、第6に規定する表示及び警報機能を有することとされているが、例えば、監視対象物に設置されている総合操作盤から移報される火災発生場所などの情報を受信できる機能を有するものなど、監視対象物における火災の発生が的確に把握できる場合にあっては、当該機器等による表示及び警報で足りること。

エ 監視対象物の火災発生時の必要な措置を含む所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていること。

(ア) 遠隔監視場所と監視対象物の防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等

(イ) 監視対象物の防災監視場所が無人となった場合における管理体制

(ウ) 監視対象物において火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）

9 基準の特例

(1) 既存防火対象物の取扱い

7号告示及び8号告示の施行日は平成16年6月1日であり、それに伴い「消防用設備等に係る操作盤を設ける防火対象物の要件を定める件（平成9年消防庁告示第1号、以下「旧1号告示」という。）」、「操作盤の基準を定める件（平成9年消防庁告示第2号、以下「旧2号告示」という。）」及び「操作盤の設置免除の要件を定める件（平成9年消防庁告示第3号、以下「旧3号告示」という。）」が廃止されたが、既存防火対象物のうち、旧2号告示、旧3号告示に基づき設置されているものは、なお、従前の例による。◆

(2) 新築防火対象物の取扱い

総合操作盤の設置が必要となる防火対象物のうち、次に掲げるもの（特定用途防火対象物を除く。）は、集中監視する操作すべき消防用設備等が少なく、自動火災報知設備等の受信機で当該防火対象物の火災の発生状況が十分に把握できるものとして、令第32条を適用し総合操作盤等を設置しないことができる。

なお、この場合には、消防用設備等の起動及び作動を表示する複合受信機、制御盤等については、防災センター等の火災時に円滑な初期対応、消防機関への迅速な情報提供等が行える場所に設置すること。



ア 「消防法施行令第32条の特例基準について（昭和38年9月30日付け、自消丙字第59号）」第1、1の適用を受け、集中監視する消防用設備等が設置されていないもの

イ 「消防法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（平成16年5月31日付け、消防予第86号）」第1、1、(3)、①及び③に掲げるもののうち、夜間、休日無人化となるもの

ウ 「トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策について（昭和50年1月30日付け、消防安第7号）」の基準が適用された地下鉄の駅舎

(3) 増改築等又は用途変更の防火対象物の取扱い

次に掲げる防火対象物（特定用途防火対象物を除く。）は、集中監視する操作すべき消防用設備等が少なく、自動火災報知設備等の受信機で当該防火対象物の火災の発生状況が十分に把握できるものとして、令第32条の規定を適用し、総合操作盤等を設置しないことができる。

なお、この場合でも、防災センター等の改修を伴うもの又は増改築等が過半に及ぶ場合については、努めて総合操作盤を設置するよう指導すること。◆

ア 新たに令第12条第1項に基づくスプリンクラー設備の設置を要しない防火対象物であること。

イ ア以外で次に掲げるもの

(ア) 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準について（昭和50年5月1日付け、消防予第49号）」の適用を受けたもの

(イ) 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準について（昭和61年12月5日付け、消防予第170号）」の適用を受けたもの

(ウ) 防火対象物の利用、管理等の状況から特例基準等が適用され、集中監視すべき消防用設備等が設置されていないもの

(エ) 「消防法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（平成16年5月31日付け、消防予第86号）」第1、1、(3)、①及び③に掲げるもののうち、夜間、休日無人化となるもの

10 その他

令8区画又は消防安第26号に適合する渡り廊下で接続された防火対象物は、消防用設備等の設置単位はそれぞれの部分ごととなるが、防火対象物の実態に応じて、棟全体で監視、操作できる総合操作盤等の設置についても指導すること。 ◆

別表第一

表示方法 ／ 設備項目		シンボル	平常時	作動時
火災表示			白・シアン・青・消灯いずれか	赤点滅
警戒区域、散水区域、放射区域、防護区画等		線	白・シアン・青・消灯いずれか	赤点滅
屋内消火栓設備			白・シアン・青いずれか	赤点滅
スプリンクラー設備			白・シアン・青いずれか	赤点滅
水噴霧消火設備			白・シアン・青いずれか	赤点滅
泡消火設備			白・シアン・青いずれか	赤点滅
不活性ガス消火設備 (二酸化炭素)			白・シアン・青いずれか	赤点滅
ハロゲン化物消火設備 (ハロン)			白・シアン・青いずれか	赤点滅
粉末消火設備			白・シアン・青いずれか	赤点滅
屋外消火栓設備			白・シアン・青いずれか	赤点滅
自動火災報知設備	煙感知器		白・シアン・青・消灯いずれか	黄点滅 (注意表示時) ・赤点滅
	光電式分離型感知器		白・シアン・青・消灯いずれか	黄点滅 (注意表示時) ・赤点滅
	熱感知器		白・シアン・青・消灯いずれか	黄点滅 (注意表示時) ・赤点滅
	炎感知器		白・シアン・青・消灯いずれか	黄点滅 (注意表示時) ・赤点滅

	発信機		白・シアン・青・消灯いずれか	赤点滅
ガス漏れ検知器			白・シアン・青いずれか	赤点滅
非常電話			白・シアン・青いずれか	赤点滅
放送設備			白・シアン・青・消灯いずれか	赤点滅
誘導灯			白・シアン・青いずれか	緑点灯
排煙口			白・シアン・青いずれか	緑点灯
加圧送水装置			白・シアン・青いずれか	緑点灯
排煙機			白・シアン・青いずれか	緑点灯
防火戸			白・シアン・青いずれか	緑点灯
防火シャッター			白・シアン・青いずれか	緑点灯
防煙垂れ壁			白・シアン・青いずれか	緑点灯
特別避難階段排煙口給気口			白・シアン・青いずれか	緑点灯
自然排煙窓			白・シアン・青いずれか	緑点灯
防火ダンパー			白・シアン・青いずれか	緑点灯
非常錠			白・シアン・青いずれか	緑点灯
非常用エレベーター		白・シアン・青いずれか (建物平面図の色と区別する)		—
連結送水口				—
非常コンセント設備				—
無線通信補助設備				—
防災センター（受信機位				—

置)			
高圧ガス容器貯蔵室			—

※備考

警戒区域、散水区域、放射区域、防護区画等が重複する場合には、設備項目ごとのシンボルマーク等により表示することができる。